

録画ですが、[広陵町議会として初めて動画の一般質問の様子が放映されています。](#)一方一部聞き取りにくい部分もありますので、文字による以下の会議録も大切にしていきたいと考えています。

令和2年12月議会では5つの一般質問をしましたのでご一読下さるようお願いいたします。

○議長(坂野佳宏君) 休憩を解き、再開します。次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 皆さん、おはようございます。14番、八尾でございます。コロナのことで大変心配をしておるんですが、景気対策というので一番即効性のある方針というのはやっぱり消費税を当面5%に下げると。1%下げただけで2兆8,000億円国民の負担が減りますから5%下げると14兆円の負担が減ります。申請書も要りません。パソコンを動かさないとできないということもありませんので、ぜひそういう方向で頑張ってもらいます。

今回は、5つの質問を準備をいたしましたのでよろしく申し上げます。

1番目でございます。隣地からの迷惑樹木についてどのように対応したらよいのか。

民法では、境界線を乗り越えた枝は樹木の所有者に伐採させることができるとの規定がある。今般、ほぼ10年間居住していない住宅の宅地から樹木が隣地に伸び、台風のとときに枝が暴れて瓦を飛ばし、雨漏りが発生した事案が発生した。

①円満な相隣関係を指向する立場から、両者が話し合いで解決を図ることが大事だと町は認識しているか。調停も話し合いの重要な制度である。

②被害者が加害者を特定しようと登記簿を当たっても親類縁者を当たっても所有者にたどり着かない場合は、例えば町が把握している情報を開示しなければ話し合いはできないことになる。開示する用意はあるか。

大きな2番目でございます。近鉄箸尾駅周辺の住宅開発について。

町内唯一の軌道駅である近鉄箸尾駅周辺でも住宅開発が進みつつある。農業の継続に困難を感じた土地所有者各位の判断は重いものがある。

①萱野の地蔵さん北側の土地は、東は住宅・店舗、西は高田川、南は住宅・店舗・工場、北は近鉄田原本線に囲まれた袋地で、このお地蔵さんの横以外に車両の通行できる道路は存在しない。既に6戸の新築住宅が建設され、新しい生活を営んでおられる。最近、この地で住宅開発の話が出ているようである。事実であれば、緊急時の対応もさることながら、まちづくりの視点で乱開発を抑制した利便性の確保も重要課題となる。現状の説明を求める。

②近鉄箸尾駅から徒歩であれば、この袋地に入出りできる道路は1本ある。安全対策は万全か。夜間照明や転落防止柵は必要ないのか。

③約50年前に定められた都市計画道路(案)は廃止も見直しもされていないが、箸尾準工業地区の開発に伴う道路整備計画がこの地を刺激しているかのようだ。早めに手を打たないと無計画な開発になるのではないかと心配している。

大きな3番目でございます。第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について。

11月2日、介護福祉課長からのお知らせで、同月13日の介護保険策定委員会を傍聴する機会を得た。第7期の介護保険料案を町議会が否決して第6期と同額の5,200円を継続した事実について、委員の中からはむなしさを覚えるとの感想が述べられびっくりしている。

①議会が指摘したのは「生活が厳しい、頼んでもいないのに年金から天引きされる」「サービス料を過大に見積もっていないか」「介護予防の取組が不足していないか」など二元代表制の立場から町長提案をチェックした結果であった。策定委員会はこれらの意見をどのように吟味し、第8期を展望するのか。

②町長は、議会議員に介護保険の仕組みと課題をよく説明するようにと指示をしたという。11月27日の全員

協議会では、福祉部から学習会の提案もなされている。ぜひ開催してもらいたい。質疑応答・意見交換などに有効だ。

大きな4番目でございます。国民健康保険県単位化に関する今後の方針について。

奈良県が11月に開催した国民健康保険運営方針案検討会議(これは正式な会議名かどうかは分かりません)では、一部見直しをして令和3年4月から実行することを明らかにしている。各自治体で努力してつくり上げた制度について、県単位化の号令で廃止することのないようにしてもらいたい。

①広陵町独自の申請減免制度は継続してほしい。

②県からの請求額計算根拠はどのようになるのか。

③最終的に不足が生じた場合には、自治体の裁量として、基金の利用だけでなく、多くの自治体でも自治体方針によって、一般会計からの繰入れで国保税引上げを抑制していることに学び、我がまちでも取り組んでもらいたい。

④県下39自治体の担当者連名で県に対して、18歳までの医療費均等割廃止を申し入れたとのことである。広陵町では誰が署名したのか。

大きな5番目でございます。総務省自治財政局が去る5月22日発出した令和2年度内の資金繰り支援策について。

この支援策は、(1)地方税の徴収猶予による減収対応を目的とした猶予特例債の創出、(2)減収補填債の公的資金の確保、(3)共同発行債の償還年限多様化と発行額の増額、(4)公営企業における特別減収対策企業債の発行、(5)地方債の早期発行を可能とする手続の弾力化で構成されている。

①広陵町では、これらの活用を検討したか。その結果どれほどの申請をしたか。

②総務省が言っている、来年度も一般財源総額を令和2年度と同水準で確保するということは、地方税の減収分は地方交付税等で賄い、自治体の財源を保障するという意味に理解してよいか。なお、実際に総務省は来年度の交付団体ベースで一般財源総額をプラス0.4兆円にすると試算をしている。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂野佳宏君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の隣地からの迷惑樹木について、どのように対応すべきかということについてでございます。

近年、管理不全になっている空き家が社会問題となっており、隣接者からの苦情が絶えない状況であります。空き家につきましては、当然ながら所有者が他人に迷惑がかからないように管理することが責務であります。所有者が遠方におられるなどの理由により、所有意識が希薄化していることも管理不全の要因の一つではないかと考えます。町に相談がありましたら、所有者に対し適正に管理をするよう文書により指導しておりますが、町が間に入らなくても、所有者と隣接者とで話し合いをすることにより解決できることが、最善であると認識しております。

民事調停は、調停委員や裁判官とともに、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続であることから、そこに至るまでのプロセスが大切であると考えます。

また、所有者の居所が不明である場合につきましては、管理を促す文書に隣接者の希望があれば隣接者の携帯番号等の連絡先を記入し、連絡を希望されている旨を書き添えているのが現状でございます。議員御指摘の所有者情報につきましては、個人情報保護の観点から、人の生命、健康、生活または財産を保護する具体的な必要があれば情報提供はできると考えますが、登記情報をもって所有者を把握することができない場合は、町としましても非常に難しい問題となります。いずれにしても、町におきまして所有者に対し、隣接者に所有者個人の情報を提供することについての同意を得た上で、隣接者に情報を提供するようにし、円満な解決に導くことが最良ではないかと考えます。今後もいつ、そのような事案が発生するかも分かりませんので、町に

において一定のマニュアル等を作成し、様々なケースに対応できるよう努めてまいり所存でございます。

2番目の近鉄箸尾駅周辺の住宅開発についての御質問でございます。

一つ目の御質問は、まちづくりの視点での地域の利便性についてですが、住宅地造成などの開発事業につきましては、広陵町開発指導要綱に基づき、開発事業者から開発事業に関する事前協議書の提出を受け、都市整備課が窓口となり関係各課が指導を行っております。広陵町開発指導要綱は、法令に基づく許認可の申請が行われる前に、町として定めた基準に基づき適切に指導を行うことで、住民の生活と環境を守り、良好な住環境の形成と秩序あるまちづくりの実現に寄与することを目的として定めております。

議員御指摘の開発計画の予定地は、市街化区域の近隣商業地域ですので、住宅地開発を行うことができると考えます。事業者は、広陵町開発指導要綱の事前協議を経た後、奈良県に対して都市計画法に基づく開発許可申請を行っており、本年11月19日に県の開発許可が下りております。なお、地蔵さんから北へ近鉄田原本線までの約200メートルをつなぐ、町道萱野10号線は、最大幅員が3.6メートルと狭隘で普通車の対向も難しい状況ですので、開発計画地に接する約50メートルの区間については、4メートル以上の幅員を確保するように指導しており、拡幅された部分は町道として寄附を受けております。

二つ目の御質問につきましては、議員御指摘の箸尾駅につながる道路は、箸尾南線と萱野10号線をつなぐ里道で、日常管理は地元で行っていただいております。この里道は、延長が約130メートルで、東側の約80メートルの間は、南側に水路が並走しております。防犯灯は3基設置されておりますので、必要な本数は確保されていると考えております。

また、東の端で箸尾南線につながる約20メートルの間は、幅員が約1.6メートルと狭く、歩行者だけの通行となります。水路と並走しているため転落防護柵は必要ないのかとのことでございますが、里道水路の維持管理は地元萱野区や水利組合となりますので、安全対策については協議させていただきます。

三つ目の御質問は、箸尾駅西側の土地活用が進んでいない区域において、個別に住宅開発等が進むと、無計画な開発になるのではないかと御指摘です。箸尾駅周辺地区を広陵町の玄関にふさわしい拠点とするには、箸尾駅西側地区の計画的な土地利用が重要と考えておりますので、地区内道路の整備など手後れにならないよう検討を進めてまいります。

三つ目でございます。第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についての御質問でございます。

第7期計画策定時における議員皆様方の御意見につきましては、検証をさせていただき、第8期計画への方向性とさせていただきます。

まず、介護保険料の年金天引きでございますが、一定の条件が整うと、年金からの天引きをさせていただくことが法律で定められていることから、町独自での徴収方法変更はかなわないことを御理解いただきたいと考えます。

次に、過大見積りだったのではとの御指摘でございますが、介護保険の事業量推計、保険料算定には、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援する厚生労働省の地域包括ケア、見える化システムを用いることとされています。このシステムは、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステム構築に関するいろいろな情報が一元化されており、全国的な認定者の伸び率や、給付状況の実績等から次期計画期間の3年分の事業量を推計するものでございます。

過大見積りとの御指摘があったことから、第8期計画におきましては、このシステムによる推計と併せまして、広陵町の給付実績等のデータを保有する介護給付費適正化支援システムにおいても推計を実施し、相互の数値を分析することで、より実態に即したものとなるよう数値の精度を上げる取組を行ってまいりました。

また、介護予防の取組不足についてでございますが、介護予防と健康づくりの推進を図ってまいりました。特に主要施策として、介護予防リーダー養成講座、介護予防出前講座、通いの場づくり支援などに取り組み、住民の皆様が主体的に活動できる仕組みづくりに努めてまいりました。第8期計画では、今までの取組をより一層深めるとともに、高齢者が生きがいを持って生き生きと活動・活躍できる取組の推進により、健康寿命の延伸を

図ってまいります。

団塊の世代が後期高齢者に移行する2025年、また団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据えた計画とすることから、第9期以降においても介護保険料の大幅な上昇を回避するために、この介護予防事業による健康づくりが重要であると考え、計画に盛り込んでおります。

また、さきの策定委員会では、策定委員の皆様には、第7期計画の否決理由など、議会での議論内容が十分に伝えられていない状況であったことも、認識をさせていただきました。今後も策定委員会におきましては、第7期計画における議会での御意見や御指摘を説明させていただき、御理解を得るとともに、第8期計画の施策に反映ができるよう情報を共有してまいります。

次に、二つ目の学習会でございますが、計画策定に当たり、より一層の理解を深めていただくために、また、皆様の御意見もお聞かせいただきたいと思いますと考えてございますので、開催させていただきたいと存じます。

4番目の国民健康保険県単位化に関する今後の方針についてのお尋ねでございます。

国民健康保険制度は、平成30年4月から市町村ごとの運営から県域での運営に変わり、県単位化がスタートしております。令和6年度には、県民負担の公平化の観点から同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じになることを目指し、加入者の負担の公平化につなげることとなっております。今回、11月19日に県の第1回奈良県国民健康保険運営協議会において、運営方針の中間見直し案が提示され議決されたところでございます。

まず一つ目の広陵町独自の申請減免制度の継続についてでございますが、県内制度の統一に向けて現在進んでいる中、市町村ごとではばらつきのある減免基準の見直しが必要で、基準の統一が必要不可欠となります。

二つ目の県からの納付金請求額計算根拠につきましては、国から示された係数等を基に算定され、県下市町村全体の医療費総額から国、県等の公費負担額を控除した額を市町村ごとの所得・被保険者数・世帯数で案分が行われることとなっております。

次に、三つ目の最終的に不足が生じた場合には、自治体の裁量として、基金の利用だけでなく、自治体の方針によって一般会計からの繰入れで国保税引上げを抑制していることに学び、町において取り組むべきとすることにつきましては、政府の諮問会議や財務省の財政制度等審議会でも早期解消が強く求められていることから、保険者努力支援制度における評価指標の見直し等において、マイナス評価の対象になるなど、公費に影響することとなり、最終的には住民への負担が増加することになりかねませんので、一般会計からの繰入れは原則としてできません。

最後に、四つ目の県下39自治体の担当者連名で県に対して、18歳までの医療費均等割廃止を申し入れたとする件につきましては、広陵町から県に対し要望されたいと提案し、町村会で採択され県町村会長から要望していただいたものでございます。今後は国、県に対し町として意見を述べていきたいと考えております。

5番目の総務省発出の令和2年度内の資金繰り支援策についてのお尋ねでございます。

令和2年5月22日付、総務省自治財政局から発出されました、令和2年度内の資金繰りへの対応についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等が減収となることを想定し、その支援策として講じられたものと認識しております。幸い本町におきましては、地方税の徴収猶予等に伴い生じる一時的な減収額は限定的であり、現在のところ国や県からの交付税、補助金等により資金繰りの対応ができると見込んでおり、徴収済額、徴収率においても前年度を上回る状況となっております。

また、地方債の発行は将来の住民の方への債務となることから、これらのことを総合的に検討した結果、申請はしておりません。

次に、総務省が令和3年度の地方財政を検討している件につきましては、本町に総務省等からの通知はございませんので、議員が御覧になられた資料と同じ情報しか入っておりませんが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源相当額を確保するとされていることから、令和3年度においても今年度と同様に財源が保障されるものと解釈しております。

ただし、地方交付税は、所得税や消費税をはじめとする国税の一定割合を財源として地方に配分されるものでありますので、国税の減少により地方交付税自体の増額は見込めないものと思われま。そのため、地方交付税で賄い切れない財源の一部を臨時財政対策債により調整されるものと推測しております。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、後年度の普通交付税によって措置されることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(坂野佳宏君) それでは、八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございます。順に伺ってまいります。

(写真を示して)これが隣から枝が伸びて瓦を飛ばしたという、こういうことなんですね。それでシルバー人材センターをお願いをして現地を見てもらいました。高さが高過ぎて対応できないと。業者さんに発注してくださいということなので、発注をするか否かは先の話ですが、業者さんをお願いして見積りを頂きましたところ、毎年枝だけ伐採するというのも大変だと。だから根本的な処理をするとしたら11万7,000円かかるという、こういうことなんです。ですから町長の答弁は、そんなん最初から調停なんていう、裁判所も絡んだような話をせんと、双方で十分に話し合ったらどうですかという答弁ですわね。これは生活環境課をお願いをして取り組んでいたわけですが、お願いをした翌日にすぐ現地に行っていたら、それで所有者と思われる方に連絡を取っていただいて、文書で指導した結果、そういう問合せをされた方のところで伐採をしていただいて構いませんよと。文句を言うた人に刈ってもらってくださいと。金はどっちが負担するということですかと言ったら、こっちですかと言ったら、そうですと、こういう話なんですね。だから10万円も超えるような金をね、1回やったら当たり前みたいに次の年からもなりますからね。だからそういう調停も含めた対応ということで葛城の裁判所に行ってきたわけですが。裁判所の側は呼び出しますから来てくださいねと。そのときに書類が届かないと値打ちがありませんから、ちゃんと住んでいる住所とお名前を特定いただかないと調停できませんというわけです。登記簿当たっても出てこないし、それで今の答弁だったら本人が携帯電話の番号を相手方に教えても構へんということなので連絡を取るということなので、それは手順の一つですからお願いしようかと思いますが、話合いに応じないということだつて当然考えるわけですから、これはちゃんと最終的に、もし相手が教えるのはまかりならんというようなことになったらちゃんと教えてくれますか。

○議長(坂野佳宏君) 小原生活部長！

○生活部長(小原 薫君) 今の件でございますが、当然所有者の情報は個人情報として開示ができないというのは確かでございます。ただ、今おっしゃったように、所有者の方が今回のケースは亡くなっておられたという形で、相続された方ということになります。うちとしては当然所有者の方が自分のところの土地とか家を管理する必要が絶対でございます。それを町として強く言いまして隣の方が迷惑がかかっているということを伝えて、やっぱり役場とその方は話ができますので、情報は困っている方に伝えますよというのを承諾を得るようにさせていただきますたいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) じゃあ、町も努力していただくという約束をいただきましたから、こちらもそれに対応してやりますけれども、その結果、最終的に嫌だと、これはやっぱりお隣さんやからね、円満な関係でないとききませんで。例えば1メートルぐらいの高さのブロック塀から、お隣さんからひょこつと枝が来た。ほんなら、すみませんな、ちょっと刈っておくんなはれやと。うちのところでしょうか、どうしょうと、そういうんだつたら楽ですよんか。はさみを持ってきて切つたらいいだけですやん。高さ7メートルありますねんで。それでちょっと専門の業者さんをお願いせんといかんということですから事の認識をきちんとしていただいて。私もこれ実はちょっと関与した物件なんですけれども、ほかの地域にも恐らくあるやろなと。あ、うなずいている方がおられます。後で最終のところでも山村議員が草刈りのことを出しておられますから、関与しますからね。だから本人の所有者の責任になるんだというのは争いがないわけですよ。だからそれをちゃんと話合いをするという前提が欠けているか

ら協力をお願いしているものでございます。1番目は、それで結構です。

2番目に行きます。岡橋さんにちょっと助けてもらわなあかんで。2番目は、現地を御存じない方もあって写真撮ってまいりました。タブレットにも地図はアップされております。この四角く囲ってある、これが住宅地になります。高田川で、田原本線で住宅で住宅で、ここにお地蔵さんがあるんですけども、ここからしか入れないんですね。今、お話を承ると、幅4メートルの道路を確保するよという事で寄附を受けているんだと事態はそこまで進んでいるということです。そうしたら、何件、どれくらいの面積の開発の申請が出ているんですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 今、約3,000平米弱の面積の開発許可が上がってまして、戸数は13戸でございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) いや、予想したより大きな面積でびっくりしましたけれども。ここは、御存知のように都市計画道路がどういふふうに走らせようとしているかという、中堀医院から北上して、近鉄線をまたぐわけにはいれないから、県道のほうに行くんです。こうなってくるわけです。新しい家はここに5軒と1軒あって6軒あると、こういうところなんですね。そうすると、この13軒も新たに家が建つという、住宅が建つということになると、この近隣、畑をしておられる人もあれば、田んぼをしている人もあるんですね、作業している人も。だから関係者、土地所有者の方々にそれをやっぱり提示をしてちゃんと問題がないかどうかチェックをしてもらおうということが必要だと思うんですが開発指導要綱で定めたとおりだというふうにありますから、そうすると今の時点は町はオーケーしたということなんですか、これは。それでやってくださいと。道路の幅を確保できるからあと法令に違反していないか、大丈夫だと。3,000平方メートルをちょっと下回るというのは池の問題があるのかな。ちょっと分かりませんが、これは町は手続は受理したということですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 事前協議を経ましてオーケーを出しているということで、県への開発許可申請の前にそういった整理はさせていただいているというところでございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) そうすると一番心配するのは、付近の住民の方々にそれが周知されているかどうか。私、何人かの方にお尋ねしましたけれども、知っておられる方と、そうでない方とやっぱりおられるわけですよ。だから様子が変わってくるということがありますので心配をしております。それで道路幅を広げるというのは分かりましたけれども、この今言っているのは、このBですね、一つは、このBはなかなか大事な通路でございまして、箸尾駅から降りて、このエリアの中に住んでおられる家までたどり着こうと思ったら、ここが一番近いんです。すっと入れるんです。昼間はいいんですけども、夜になると照明がちゃんと3基もあるから大丈夫やでと言ってるけど、それちょっと感覚がちゃいませ。僕現地に行ったけど、この家の前は暗いよやっぱり。溝にはまりそうになったと。はまったとは言ってませんけれどね。という方がいますからもうちょっときちんとしてもらいたいと思います。

それから北側のところですけども、ここはガードでございまして。高さは何と1.3メートル、車の通行はできません。小学生の高学年にもなったら、かがめないと通れないところなんです。だから緊急自動車の出入りとか含めて、車を利用される方がこのエリアの中で対向ができるようにしてあげないとちょっと困るんじゃないかと。実際問題ガードの近くのこの並びに2軒かな、3軒かな、おうちがありますけれども、かなり狭いです。頭から突っ込んでバックするのがなかなか難しいぐらいのところですから、だからそういう問題について、たまたま今回は住宅開発があるからということで道路幅を広げようという話ですけども、このエリアはやっぱり一体的なものとして考えた上で、やっぱり住民合意を得るように周辺の土地の地権者の方やとか、単に手続的に法令違反がないから結構やというだけではなくて、そこらあたり住民合意をもっときちんとするようにやらないと駄目なんじゃ

ないかと思うんですが、その点はどうですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 町長の答弁にもございましたように、箸尾駅の近傍のこのエリアはこの周辺地区の活性化にとっては重要なエリアであると考えております。箸尾駅前線の都市計画道路の計画決定後50年以上たって、全く未着手の道路になってございますので、そういった部分も含めて計画を見直して、この地域に合った開発ができるような形で検討を進めていきたいと思っております。それについては、やはり地元の方の合意形成も必要となってきますので、そういった部分も含めて検討していきたいと考えております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) カインズが寺戸から撤退したという話がありましたが、あそこでは生活利便施設といえますか、お買物もできる場所かなど。地元の方々はそれなりに期待をしておられたんですね。それがもう沙汰やみになるということなのでどうしたもんかというのでちょっとがっかりした方もあるようでございます。

それから箸尾準工業地区の開発問題と併せて言うと、報告はありますけれども、住民の感覚からすれば、どちらが優先課題なんですかと。暮らしそのものをもうちょっと応援するようなことをやってもらえませんかということになるんじゃないかと思っております。このあたりは、この後岡本議員も駅の周辺の開発問題でやりとりされるようですから期待をしておきますけれども、関係者の合意というのは、なかなか自分が正しいと思っているだけで前に進みませんから、だからそこらあたり地元の合意ということをもうちょっと大事にしたやり方というのを本当に考えないと、箸尾準工のところでも現地で了解がないところへ町が入らないと話がまとまらないからというのでやっているんだと、大方の理解は得たんだと、こういうふうになっているんですけれども、なかなか進まなくなるんじゃないかと、そういう心配をしております。

それで道路についても県道まで川を渡って高田川を渡って大野の村の中を貫通するようなことになると、南北に大野の村が分断されるので、ちょっとこれはまずいなというようなお話も過去の議会で報告がありましたけれども、そうするとこの箸尾駅前線の計画というのは現時点でどうされるおつもりですか。

○議長(坂野佳宏君) 中川理事！

○理事兼事業部長(中川 保君) 今、議員おっしゃったように大野の集落を南北に分断する可能性があるかと。それから今おっしゃっているエリアにつきましても、どうしても通過交通を優先する都市計画道路になってございますので、坂道を緩くしなくてはなりませんので、その坂ができることで隣接の土地の活用もしにくくなる可能性があるんです。ですので、この部分、代替機能が確保できれば廃止という方向もあるんじゃないかと。ただ、単純に廃止というのではなくて、その地域を活用するための代替の区画道路、そういったものも考えなければいけないのではないかなというふうにご検討をしております、そういった部分について今検討させていただいているところでございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) ぜひ慎重に将来のことをやっぱり展望して御検討いただきたいと思っております。この道路が50年間前に進まなかった要因の一つに住民合意がなかなか整わないというようなことがあったようでございます。それで先輩職員のOB、OGの皆さんからでもちょっと情報も入れていただいて、よく研究して問題のないようにしていただくと困りますということをお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。

3番目に行きます。介護保険のことです。介護保険ですが、せんだって書いてあるように、策定委員会にたまたまですが、傍聴に伺っているいろいろ驚いたことがあります。今、5,200円の標準保険料を5,889円に計算上なっただけでも、100円未満の端数については何とか基金で処理できないかとか、これを圧縮できないかということで悩んでいるんだというような報告がありまして、策定委員のほうから質疑応答があったわけでありまして。それでむなしさを覚えるというふう発言された委員もおられますから、名前はあえて言いませんけれども、実はその前段の発言がありまして、5,200円から引上げをしたいという、第7期に引上げの計画の提案があったときに、他の自治体の議会では、しゃんしゃんと議決されているのに、我が広陵町議会だけは何でこんなことにな

るんだと、こういうことをおっしゃった方があります。それに対して北橋部長は、私たちのまちには議会基本条例というのがございまして、議会もそれなりに覚悟を決めて、きちんと中身を吟味してやっているんですよということを諭されたんですが、どうも様子を見てると納得をされていないような感じを私持ちました。それで町長が議員のところ果たして、変な言い方で申し訳ないけど、介護保険のことをよう勉強していないんじゃないかというような言い方もされたようですから、勉強していないと言うんだったら、勉強する以外ないからね。だからせっかく提示していただいたのでぜひ勉強会をしていきたいと思うんですけれども、一番心配するのは策定委員会のところで、現在の介護保険が歩んできた道筋について、前に進んできたのかといたら、当初描いていたイメージからどんどん後退しているんですね。料金は高くなる。はっきりしているでしょう。60分のサービス事業が45分に削減されましたね、短くなりましたね。だからできることは少なくなりましたね。それから施設に入っておられる方は食事の値段などもどんどん値上げをされております。それから現場で働く労働者が確保できないというので、今度は預けたいと思ってもなかなか預かってもらえないと。制度はあるんだけど、利用する施設がないと、こういうようなことで裏切られたというふうに思われている方も多いわけです。そういう負の遺産といいますか、介護保険が果たしている役割をちゃんと明らかにするというのも大事なんですけれども、これまでの20年あまりの介護保険の歴史についてそういう意味で客観的な材料に基づいて、やっぱり後退している面もあるんじゃないかということをちゃんと明確にした勉強会にしてもらわんといかんのですが、その点ちゃんとやってもらえますか。

○議長(坂野佳宏君) 北橋部長！

○福祉部長(北橋美智代君) 介護保険制度そのものについての説明をすること、今、こちらのほう想定しておりましたのは、介護保険制度を説明させていただいた上で、第8期、これからの展望についてということで、お話をさせていただこうというふうに考えておりましたので、ちょっと今の御提案の内容については、また検討をさせていただきたいというふうに思いますので、負の遺産というところもちょっと制度の変遷というところにも説明の内容を入れさせていただくというふうに考えさせていただきたいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) もし部長が言わないんだったら、こちらが準備して言いますわ。言いたくないんだたら。そういうこともちゃんと明らかにしてもらわないといけない。

それで私の周りで元気な80歳の方がおいでになりまして、認定を受けようかということは全く考えていない、元気な方なんです。それで言われるのは、頼んでもいないのに年金から控除されていることについて議員としてどういう対応をしているんだと、こういう追及を受けるわけです、私は。それで私はその方に対しては、認定を受けないというのが一番いいのと違いますかと。そういうことで努力されたんだから、それがいいことなと違いますかと。お困りの方がおいでになるんだから、寄せていただいたお金をそこに投入するというので、取りあえずそういう理解をしてもらえませんか、お願いするんだけど、実際に資金をお金を負担していて利用できないということになるわけだから、それはちょっとバランスが崩れるわけですよ。私何ぼ説明しても、理解はされるんですけれども、了解はされませんね。だからそういうことになれば、この介護保険の制度が実際にどういう役割を果たしているかということをやっぱいろんなところでいろんな立場で説明をしていただかないといけないんですけれども、介護保険策定委員会の中では、この間の議論しか私傍聴してないから決めつけるわけにはいきませんが、制度がこんなところで困っているんだとか、あるいはここはいいねとか、そういう話はないでしょう。策定委員の中から出ていないでしょう。ああいうことをもっとやっていただく必要があると思うんですけれども、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 北橋部長！

○福祉部長(北橋美智代君) 策定委員会のほうは計画をつくらせていただく、本当に名前のごとくなんです、内容を検討していただくということになります。ただ、その中で政策の展開という部分がございまして、その中で検討というかお話が出るかなとは思いますが、ただ、保険制度そのものは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 答弁が十分できないけど、最後まで言い切られたようですけれども、そんな無理して言わなくても結構だから勉強会の中で議員も一生懸命ね、特に介護予防の取組が不足だとかいって、県内にちゃんとやっている自治体があるじゃないかということで値上げに、引上げに反対したという経緯があるわけだから、それをちゃんと策定委員のメンバーに伝えていないということが今回初めてようやく分かったというわけや。それを私、町長に伝えたんです、この間、こんな反応がありましたよと。町長はえらいことやということになって、今回の答弁になったということだから。やっぱり議会がそれなりに覚悟を決めて、議会基本条例で大事な計画について吟味するという立場で物を言ってるんだから、それが正しいか、正しくないか、世の中の道理に合ってるか合っていないかというのは議論があるかもしれない。私はそういうふうにしたら、むしろ介護保険を利用しないで、もっと歩きなさいとか、運動が足りませんと、本当は利用できるのに、利用しにくくするようになってはいかなど、こういう心配も一方ではしておかんとはいけませんから、そういう点も配慮も要るんじゃないかと思います。

お金の点についても言っておきます。この間、北橋部長に聞いたときに、コンサルタントに何ぼ払いましたかと言ったら、500万円と言われました。後で調べましたか。500万円で正しかったですか。

○議長(坂野佳宏君) 北橋部長！

○福祉部長(北橋美智代君) はい、500万円、ちょっと消費税とかの関係がありますけれども、500万円です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 500万円という金額が妥当かどうか、中身が詳しく分かりませんから議論できないですけれども、議員の立場から申せば、非常に多額の負担をしているなど、こういうふうに思います。しっかりした担当課長も職員さんもおいでになるわけだから、データを集めて、それでしかるべき、たしか入力ソフトがあると、前任者の池端さんの時代には言っておられましたね。いきなり飛んでごめんなさいね。そこへびっぽこびっぽこ数字をほうり込んでいくと。そうすると5,889円になりますと、計算が出てきますよと、中身はよく分からんと彼は言っていました。不勉強だというふうに言っているわけじゃない、なかなか複雑なシステムなんだろうと思います。けれども、500万円の8割は、担当の課長だとか、担当の職員がつくり上げて、最後のチェックだけしてください。法令に違反するところがないかどうか。国の流れがどうなっているかということも含めて点検してもらえませんかということで、コンサルタントを活用するんだったらいいですよ。500万円といたら、データがここにありますから、入力して頼むわと、どんと任せてやっているように聞こえるんですけれども、実際の作業で組み立てては、担当課長が必死こいてつくり上げたシステムなんですか、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 北橋部長！

○福祉部長(北橋美智代君) 先ほど町長の答弁の中にありましたように、包括ケアシステムの見える化システムというものが国から提示されております。その中で入力をしていくというふうに、推計をしていくというふうになってございますが、今回、そういう推計のシステムの中身を職員の中ではなかなか熟知できない部分もございましたので、委託業者のほうがうちの介護支援システムを入れておる業者と委託契約を結ばせていただきましたので、そのシステム、町の実績システムも活用しながら数値の精度を上げさせていただいているという状況でございますので、両方の、今まで国のシステムそのものだけを使いながらやっておったところはあるんですけれども、今回町の実績システムをもう一度活用させていただきながらどういう数字が出るかというのを一個一個、各担当のほうで業者のほうから出た数字をもう一度一個ずつ検証するという形の作業をさせていただいておりますので、丸投げではないというふうに認識をさせていただいております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) じゃあ、そのとおり理解はしていきますが、実態がどうかということはまた勉強会のときに伺ってまいります。

4番目に行きます。

国民健康保険の県単位化の問題でございます。ここに示すのが、奈良県国民健康保険運営方針の中間見

直しについての案でございます。令和2年12月というから、今月に入ってから開かれた会議ですね。これは担当のところも参加しておられるんだろうと思っておりますが、来年の3月31日で県単位化を施行してちょうど半期になるので、中間見直しをすると、こういうことになっているわけでありまして。答弁にもありましたように、もう一度振り返って言うと、独自の申請減免は継続してほしいというけど、いやいや、県下で統一せなあかんねん。拒否ですね。ということになりました。県からの請求額の計算根拠はどのようになるのか。計算式はちょっと言われましたけれども、この中にはどういうふうに書いてあるかといったら、実際の収納率は県下で94.3%だそうです。市に対しては97%で請求すると書いてあります。町村は99%でございます。えらい高率であります。北葛の数字をちょっと調べてみたんですが、一番高い収納率は王寺町が99.00%、2位が広陵町で98.85%、3位が河合町で96.06%、上牧町が95.15%、この収納率だそうです。だから被保険者から頂く保険料が足りないわけだから、結局この差額は誰が負担するのかといったら、町が負担すると、こういうふうになりますね。県の態度はどうなるかといったら、もし金が足りないんだったら県が金を貸してやるわと。借金しろと書いてあるんです。その準備はしてますと、破綻させるわけにはいきませんから、安心して借りてくださいと。これがいいかどうか分かりませんがね。しかし、市と町でそんな比率に差があるなんておかしいですよ。こういう問題についてちゃんと苦情を言ってもらわないけませんね。それから申請減免についても法令上何ら問題ないということで、これまでやってきたわけで、県下で統一するんだというような方針で言っているということは、荒井知事が旗振ってそんなこと言ってますけれども、これは広陵町の住民が国保運営協議会などでもいろいろな議論をしながら作り上げてきた制度でございます。年間で140万円ぐらいだったかな、申請減免で住民の方にお返しする金額はたしかそれぐらいだったと思います。大きいですが、そんなに大きくないと思う方もあるかもしれません。だけでも心のよりどころでございます。65歳以上の高齢者だけが住まいの家では、ちゃんと申請減免ができるというのがちゃんと伝わっているわけでありまして。だからこういうふうを考えていきますと、それぞれの自治体で積み上げてきた努力というものをなくしてしまえと、こういうふうに関係するんですが、町はどういうふうに関係で対応しているんですか、この問題について。

○議長(坂野佳宏君) 小原部長！

○生活部長(小原 薫君) ただいまの八尾議員の質問でございますが、当然令和6年度には県内統一という形になります。申請の減免に対しても、県の指定している統一の減免しかできないということをおっしゃっております。町としましては、令和3年度につきましては、経過措置を設けることができるということで、引き続き町独自の減免をさせていただこうというふうを考えております。そのほうが県のほうからは強い指導がありまして、やっぱり統一、令和3年4月からは減免に対しても統一やという方向があるということで町も何とかせよということをおっしゃっておりますが、町としては、経過措置の中でそのまま減免という形でさせていただきたいと考えております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) タブレットに上げておりますから、国保新聞の9月20日号を見ていただいたらいいと思います。これは一般会計からの繰入れで平成30年度で1,052億円繰入れをしましたというふうになりました。それで被保険者の皆さんが高額の保険税を負担するというのは忍びないということで、保険者の判断により、この場合の保険者といったら町長ですね。町が判断して、これ以上高い保険税を払ってもらうというのはなかなか難しいだろうと、こういうことになったわけです。

パネルの第2弾でございます。この資料は、国保の事務方をお願いをしてつくっていただいた資料でございます。所得ですから、収入じゃないんですよ。所得の幅でどれぐらいのパーセンテージの方がおいでになるかということをおっしゃって数字でございます。金額の少ないほうが高さがそれなりにあるわけでありまして。それで赤く囲ってありますね。所得が189万円までの方、ゼロから、無申告も含めまして、189万円までの方で全体の国保税の世帯が71.2%、3分の2を超えるわけです。だから国保税のおうちというのは、やっぱり所得が低い方が多いというのは率直に言って思うわけでありまして。それで、じゃあ、所得に対して収入が何ぼになるのか。これは給与として仮計算してみないといけませんから、こんな本を持ち出して、189万円の所得ということにな

ると、何ぼの給与だったらそうなるかというふうに逆計算しましたら296万円というふうに出るわけです。これが広陵町の国民健康保険被保険者の世帯の方の実態であります。3分の2を超える世帯がこういうふうになっている。ということになりますと、296万円から計算では35万円、国保税、4人家族としてですよ。それから低い所得なので2割減免で計算してあるんですよ。それで35万円引くわけだから何ぼ残りますの。これから所得税を払って、それから生命保険やら払って、それから学校の費用だとか、ローンの支払いだとか充てて、毎日食べてというようなことになって、まだ189万円というのはまだ高いほうですわな。もっと低いところもあるわけですよ。だからこういう低い方々に引き続き高い保険税を払ってねというふうに言ったら、ちょっとこれは無理なんだろうかなという判断も当然せなあかん話なんですね。こういうことがありますので、これは現場の事務方から頂いた資料をそういうふうにしたわけです。

それで、一番新しい12月10日の国保新聞というのが我が家に届きました。この間、届いたところなんです。それで、一般会計からの繰入れを解消しなさいということを法律で決める動きがあるというんです。そうしたら全国市長会と町村会は、12月2日に地方分権の流れに反するやないかというふうになっているわけです。地方分権の流れに反する。下のほうには一方的に押しつけたと、地方側が国に猛反発。こういうことが書いてあるわけです。山村町長、さっきから穏やかな顔をしておられるんですけども、もうちょっとまともに反発してもらわなあかん。住民の暮らしを守るためにこれは乗り越えなあかんということで、こんな制度をつくってもうたらあきませんかな。やるかやらないかは別ですよ。だけど法律で規制してしまうというやり方はおかしいやないかと、物を言うてもらわなあかん。町長、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 国民健康保険を支えているのは、国民健康保険の加入者だけではありません。全国民で支えている制度であります。そのことをしっかり認識していただいた上で、この議論をしていただく必要があるかというふうに思います。奈良県では、県単位化で統一してやろうという方針で全市町村足並みをそろえてやろうということを決めてございますし、一般会計からの繰入れはなくしていこうということでございます。標準的ないわゆるどこに住んでも同じ所得、同じ家族構成であれば同じ保険料という形になっていくわけではありますが、私も県に意見がないかという段階で徴収率の問題がございます。収納率を市と町村で分けるということはおかしいのではないかと。だから所得に応じて負担割合が決まれば、それで課税した分は全部納付金で収めると。いわゆる後期高齢者医療と同じ考え方に立つべきではないかと。だから滞納が残った分は、やはり収納可能見込額として、奈良県下全域で収納に努める。だからその分をやはり計算をしっかりと平等化をやってほしいということは県に言っております。減免の話についても統一化ということで県から言われていると担当が申し上げておりますが、統一化をしたとしても、広陵町独自の施策というのは考えられると思いますので、これはまた議論になっていくと思いますので、それはそれで私自身も考えていきたいというふうに思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) その下のところに、全国町村会の小出太郎参考人という方がこんなことを言ってるんですね。法定外繰入れの解消は重要な課題と認識しているが、法制上の措置を講じるなど強制的に進めるべきものでないと述べたと。保険料の統一についても拙速な導入は、むしろ都道府県と市町村の連携体制に悪影響を及ぼすことにもなりかねないと。極めて的確な指摘をしております。山村町長の今の答弁と全く違う。昨日出馬表明で住民の暮らしを守るために言われたけれども、そんな立場を僕は全然感じませんわ。残念ながら。

5番目に行きます。

国の制度を使っているんですかと聞きましたところ、今そんな心配をする必要がないということでございますから、それ以上はあえて申しませんけれども、要するに、これは奈良県からだけじゃなくて、全国の市町村長さんを含めた自治体から悲鳴が上がっている。これで減収になって、これから十分な行政をやっというと思ったら、大変だということをやっているものですから。こういう制度があるということを実は私たまたまほかのルートで知ることになったわけですけども、そういうのを議員のところには全然言っていないんですけども、こういうのも情

報開示してもらいたいですけれども、これはどなたになるんですか。企画部長になるんですか、総務部長ですか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 国のほうから県を通じてたくさんの文書というのは町のほうにやってまいります。コロナウイルス対策の交付金一つにしてもそうですけれども、そういった文書につきまして、議長会を通じて議会のほうにも届く文書もあると思いますけれども、そこら議会に関する部分については、今までもできるだけ議会のほうに転送するようにしておりますので、必要に応じてさせていただきたいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 国の仕組みというのはなかなか複雑でございまして、私らも勉強しながらやらざるを得ないわけでありまして。

それからこのコロナの収束が一体いつまででできるのかということも非常に大きな影響がある。今年は大丈夫だよと答弁がありますけれども、これが来年、再来年になるとどうなるかと、こういう問題もありますから、やっぱり現実をしっかりと見て、困難に陥っている方にどう支援をするのかという視点でやっぱり対応していただきたいと思うわけでありまして。そういう点で、特別定額給付金、1人10万円のやつね。従来、例えば税務課でしたら期限内に定められた金額を入れてもらうのは当たり前やと。払えないんやったらあんたのほうから言うてこんかいと、こういう対応だったわけですがけれども、特別定額給付金だけは全く逆でしたね。申請がないから申請してくれと。一生懸命やりましたね。夜も家まで尋ね歩いてそれをお願いをしますと。だけど17件どうしても見つからなかったと、申し訳ないと課長が言ってました。これは僕涙が出たわ。やっぱり苦しいときに職員がきちんと仕事をしているなということが分かったので私は大変うれしい気持ちになりましたので、そのことをお伝えして、質問を終わります。

○議長(坂野佳宏君) 以上で、八尾議員の一般質問を終了いたします。

